

提出書類一覧表

資金名 提出書類	部 数	運 転 資 金	設 備 資 金	資 金		創 業 資 金		◎：法人・個人共通 ●：法人のみ △：個人のみ
				運 転	設 備	運 転	設 備	
借入申込書	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市指定用紙、 <u>追加融資の場合は既存融資残高が分かる書類添付</u>
信用保証委託申込書	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県信用保証協会指定用紙
信用保証依頼書	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県信用保証協会指定用紙
申込人(企業)概要	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県信用保証協会指定用紙
個人情報の取扱いに関する同意書	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県信用保証協会指定用紙 過去に包括同意をしていない場合
「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	2	●	●	●	●	●	●	千葉県信用保証協会指定用紙 経営者保証を提供する場合
決算書	2(写)	●	●	●	●			直近2期分、同一年度内で2回目申込時は直近1期分
残高試算表	2	●	●	●	●			決算日から6か月以上経過の場合
確定申告書	2(写)	△	△	△	△	△	△	直近2期分、同一年度内で2回目申込時は直近1期分
履歴事項全部証明書	2(1部原本)	●	●	●	●	●	●	初回申込時、その他変更があった場合、 創業資金は既に事業を開始している場合
定款	2(写)	●	●	●	●	●	●	初回申込時、その他変更があった場合、 創業資金は既に事業を開始している場合
印鑑証明書	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	3か月以内のもの、初回申込時、その他変更があった場合、 申込者及び連帯保証人
市町村税納税証明書	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直近のもの、申込者及び連帯保証人、 申込者(個人)及び連帯保証人が非課税の場合は非課税証明書
許認可証等	2(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	許認可等を必要とする業種の場合(2回目以降申込時にも提出)
宣誓書	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県信用保証協会指定用紙 飲食業者及び建設業者で軽微な工事を行っている場合
受注明細書	2(1部原本)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業者及び受注生産を行う製造業者
設備資金検討表	2(1部原本)		◎		◎		◎	千葉県信用保証協会指定用紙
見積書、契約書等	2(写)		◎		◎		◎	カタログ、パンフレットなど添付
建築確認申請書	2(写)		◎		◎		◎	新築、増築の場合
承諾書、賃借契約書	2(写)		◎		◎		◎	賃借店舗の増改築の場合
創業計画書	2(1部原本)					◎	◎	千葉県信用保証協会指定用紙
個人事業の届出書等	2(写)					◎	◎	税務署の開業等届出書又は千葉県税務所の開始等報告書
同意書	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	借入申込及び利子補給時の納税状況の確認に係る同意書
委任状	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市指定用紙、利子補給時の交付申請・請求・受領に係る委任状

令和8年度

袖ヶ浦市

中小企業融資資金制度のご案内

※特定非営利活動法人(特定NPO法人)の場合、上記書類以外に下記書類が必要となります  
 「事業報告書」、「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」、「確定申告書(確定申告を必要とするNPO法人の場合)」

- ※上記書類以外に書類を提出していただく場合があります
- ※提出書類は、すべてA4版に揃えてください(原本がA4版以外のものは、原本のみそのまま)
- ※決算書及び確定申告書はなるべく両面印刷をしてください
- ※過去10年間に融資実績がない場合は、初回申込時と同様の書類の提出をお願いします

袖ヶ浦市 商工観光課  
 電話 0438-62-3428  
 299-0292  
 袖ヶ浦市坂戸市場1-1

# 袖ヶ浦市中小企業融資資金制度一覧表 (令和8年4月1日)

資金名	用途	対象者・要件	融資限度額	融資期間	償還方法	融資利率	利子補給率	連帯保証人及び担保
運転資金	原材料、商品の購入等、諸経費の支払等に必要資金	1 市内に事業所、店舗を有すること 2 市内で1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者又は小規模企業者（常時使用する従業員が20人（商業・サービス業にあつては5人）以下）	2,500万円	5年以内	割賦償還	1年以内 年2.7%	年1.9%	連帯保証人原則として ・個人の場合は不要 ・法人の場合は代表者
設備資金	店舗、工場等の新築、増改築、各種設備、機械の購入等に必要資金	3 市税の滞納がない中小企業者又は小規模企業者	5,000万円 ※運転資金と併せた場合 5,000万円	10年以内	割賦償還 (据置期間 6か月以内)			
特別小口資金	運転資金 (原材料、商品の購入等、諸経費の支払等に必要資金)	1 市内に事業所、店舗を有すること 2 市内で1年以上引き続き同一事業を営む小規模企業者（常時使用する従業員が20人（商業・サービス業にあつては5人）以下） 3 市税の滞納がない小規模企業者	1,000万円 ※運転資金と設備資金を併せた場合 1,000万円	5年以内	割賦償還	1年超3年以内 年3.2%	年1.9%	連帯保証人の要件 1 県内居住者（1年以上） 2 独立の生計を営み、市町村税の滞納がなく、かつ保証能力を備えていること
	設備資金 (店舗、工場等の増改築、各種設備、機械の購入等に必要資金)	4 申込年の前2期の決算が黒字であること（個人の場合は申込日以前1年間に住民税の所得割額があること） 5 他の融資資金（県制度を含む）との併用はできません						
創業資金	運転資金 (原材料、商品の購入等、諸経費の支払等に必要資金)	1 産業競争力強化法第2条第31項各号のいずれかに該当し、新たに市内で事業を開始しようとする又は事業を開始して1年を経過していない創業者	500万円	5年以内	割賦償還 (据置期間 6か月以内)	7年超10年以内 年4.0%	年2.1% (または融資利率のいずれか低い割合)	担保は原則不要 (ただし、必要に応じて不動産の担保を設定していただく場合があります)
	設備資金 (店舗、工場等の増改築、各種設備、機械の購入等に必要資金)	2 市税の滞納がない創業者 3 融資は1回限り 4 事業を開始して1年を経過するまでは、他の融資資金との併用はできません	1,500万円 ※運転資金と併せた場合 2,000万円	10年以内				

## 企業規模

- ・中小企業信用保険法に定める中小企業者が対象で、資本金（出資金）又は常時使用する従業員数が下記のいずれかに該当すること

業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医業	—	300人以下

## 対象外の業種及びご利用になれない方

- 1 農林漁業、金融業、土地売買業（投機目的の場合）、宗教法人、その他、千葉県信用保証協会において不適当と認める業種（許認可業種において許可等を得ていない方）
- 2 銀行取引停止を受けている方及び不渡後6か月を経過しない方
- 3 千葉県信用保証協会（他協会を含む）の代位弁済を受け、その求償債務が残っている方、又は、その連帯保証人の方

## 注意事項

- 1 既に受けている融資資金と同じ融資資金の追加融資を受ける場合は、既に受けている融資資金の残高と追加融資額の合計額が融資限度額内であればなりません
- 2 借換えはできません
- 3 この制度は、千葉県信用保証協会の信用保証付き制度となりますので、別途、千葉県信用保証協会の定める信用保証料が必要となります
- 4 袖ヶ浦市に市税の申告・納税していることが必要です
- 5 融資実行後に市外転出し、市内に事業所や店舗が無くなる場合、融資要件を満たさないため、融資残高の一括返済となりますので、ご注意ください
- 6 設備資金の資金使途が事業用自動車購入の場合、市が明らかに事業に必要でないと判断する装飾品等については、その装飾品等に係る費用については融資の対象外となります

## 申込先

- ・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、館山信用金庫、君津信用組合
- ・袖ヶ浦市商工会